

○津山市議会基本条例

平成31年3月20日

津山市条例第55号

改正 令和3年3月23日条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条～第7条）

第3章 議会運営の原則（第8条・第9条）

第4章 市民と議会の関係（第10条～第13条）

第5章 市長等と議会の関係（第14条～第17条）

第6章 議会及び議会事務局の体制（第18条～第23条）

第7章 最高規範性（第24条）

第8章 補則（第25条）

付則

津山市は、昭和4年に市制を施行して以来、幾多の合併を経て多様な地域特性を融合し、市民とともに歩み発展を遂げてきた岡山県北の中心市である。そして、今日、地方分権の進展による市の自己決定及び自己責任の領域が一層拡大し、議会の果たすべき役割はこれまで以上に高まっている。

このような状況下において、津山市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、市政の議決機関としてその権能を最大限発揮できるよう、自ら果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、津山市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念及び基本方針を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則、議会運営等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二代表制の下における議会の役割を踏まえつつ、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映することにより真の地方自治の実現を目指すものとする。

（基本方針）

第3条 議会は前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。
- (2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。
- (5) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- (6) 議会改革を継続的に推進すること。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議決機関として、調査活動等を通じて市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われるよう、市民本位の立場から市長等が行う事務の執行を監視し、及び評価すること。
- (4) 言論の府及び合議制の機関として、議員間の自由闊達な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上を目指すこと。
- (2) 言論の府及び合議制の機関である議会を構成する一員として、議員間の自由闊達な討議を尊重すること。
- (3) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査、研修等を通じて、自己の能力及び資質の向上に努めること。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

- 2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、津山市議会議員の倫理に関する条例（平成26年津山市条例第13号）で定める。

(会派)

第7条 議員は、共通の理念と基本的政策が一致する議員で会派を結成し、活動できるものとする。

- 2 会派は、政策立案、政策提言等に際して、議論を尽くし、その意思を表明できるものとする。

第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第8条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議長は、中立公正な職務執行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する市政の課題等に関する調査・研究を機動的に行うものとする。

2 委員会の委員は、委員間における活発な討議等を通じて、その所管に属する市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視、評価等を積極的に行うものとする。

第4章 市民と議会の関係

(情報発信と透明性の向上)

第10条 議会は、市民に対して議会活動に関する情報を積極的に発信し、議会の透明性を高めるよう努めるものとする。

(市民参画機会の創出)

第11条 議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるため、市民の多様な参画機会の創出に努めるものとする。

(広報活動の充実)

第12条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、広報活動の充実に努めるものとする。

(議案に対する賛否の公表)

第13条 議会は、議案に対する各議員の賛否を、公表するものとする。

第5章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、自らの役割を最大限に発揮するよう努めるものとする。

2 議会の会議における質疑質問等は一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、議員は論点及び争点を明確にしてこれを行うものとする。

3 議会の会議において、市長等及びその補助機関である職員は、議員の質問等について、論点を明確にするため、議員に反問することができる。

(重要な政策等の監視及び評価)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にし、その重要な政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明資料を提出し、それに基づき説明等を求めるものとする。

(1) 重要な政策等を必要とする背景

(2) 検討した他の政策案等との比較検討

(3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況

(4) 総合計画における根拠又は位置付け

(5) 関係法令及び条例等

(6) 財源措置

(7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算審議における説明)

第16条 市長等は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するものとする。

(議決事件の追加)

第17条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

第6章 議会及び議会事務局の体制

(議会の機能強化)

第18条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価、議会が行う政策立案及び政策提言等に関する機能を強化するものとする。

(専門的知見の活用)

第19条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の機能強化)

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

(予算の確保)

第22条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議事運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(災害時の対応)

第23条 議会は、災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

第7章 最高規範性

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

第8章 補則

(見直し手続)

第25条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営委員会において、定期的に検証し、その結果に基づいて、必要があると認めるときは、この条例の改正を含む所要の措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月23日条例第17号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。